

知って得する 医学のトリビア

平成18年10月28日(土曜日)開催



今回の講演者は
藤原内科院長
藤原正隆
です。

例えば柔道整復師が行う施術に対する費用については、「打撲、捻挫、骨折、脱臼等で柔道整復師の施術を受けたとき。」とあり、「ただし、骨折、脱臼については、医師の同意(応急手当を行う必要があるときを除く。)

鍼灸院では、きゅう、マッサージを保険診療で受けるためには、医師の療養費同意書が必要である。

通常の外来診療を受けますと、再診の場合、再診料に加えて「外来管理加算」という診療報酬がつきます。これは一般の方が52点(1点が10円ですから520円)、老人保健法の適用の方は57点です。しかし、その日に検査やりハシリテーション、処置などを行った場合は算定ができない決まりがあります。その代わりに検査や処置などの点数を算定するわけですが、器具等を用いた消炎鎮痛処置の場合、35点です。一般の方で計算すると、52点マイナス35点で17点安くなり、3割負担では、約50円負担額が安くなります。

診察を受けた後、ローラーベッドなど(消炎鎮痛処置)をして帰ると、しなかつた時よりも診療費が安くなる。

が必要。」と決められています。はり、きゅうの施術を受けた場合も「次の場合(表)に医師の同意を得て、はり、きゅう師の施術を受けたとき」とあり、ここでも医師の同意が必要で、マッサージを受ける場合にも、「脳出血等による片麻痺及び関節拘縮等、主として麻痺に対するもので、医師の同意を得て、マッサージ師の施術を受けたとき。(ただし、はり、きゅうとの併給はできません。)」と決められており、さらに「単なる肩こり、腰痛、疲労、倦怠は、施術の範囲外とする」とも書かれています。

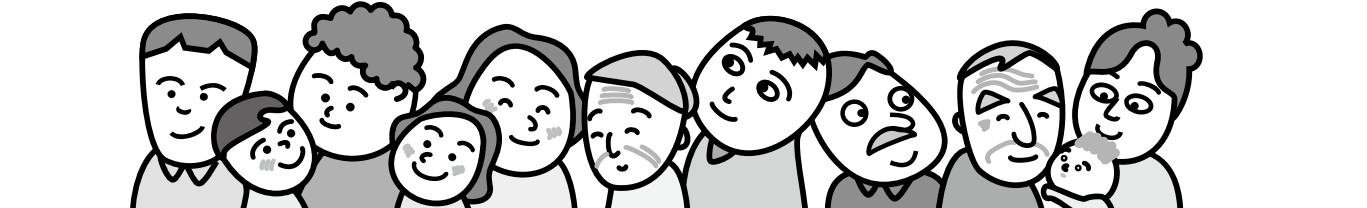
「医師の同意」を示すものが、「療養費同意書」という書類になりますが、これは、本来、一定期間の保険診療を行った後に交付されるべきものであって、医学的な治療を試みることなく、発行されるものではないのです。すなわち対象は慢性病であって「医師による適当な治療手段のないもの」と定義されています。また同意書は「診察した患者に限り交付することができる」と決められており、無診察で同意書のみ交付を求められても、交付することはできません。基本的には「同病の主治を担当する医師が作成すべき」もので、対象疾患から考えると整形外科の医師にお願いすることが多いと思われる

はい、きゅうの表1.対象となる疾患

1. 神経痛
2. リウマチ
3. 頸腕症候群
4. 五十肩
5. 腰痛症
6. 頸椎捻挫後遺症

院内処方でお薬をもらう方が、院外処方箋で、調剤薬局に行ってお薬をもらうよりも安くなる。

これは以前にも取り上げたことのある話題ですので、ご存じの方も多いと思います。院内処方の場合、薬剤費等も全て払うのに対し、院外処方の場合は薬剤費関連の費用が発生しない(処方せん料のみ)ので、医療機関での支払額は当然「安く」なります。しかし薬局では薬剤費の他、院内処方医療機関では算定されない、調剤基本料、薬剤服用歴管理料、服薬指導加算、薬剤調剤情報提供料、長期投薬情報提供料等、たぐさんの加算が追加され、医療機関での支払額と合計すると、院内処方の方の医療機関でお薬をもらう場合よりも「高く」なってしまいます。よく考えれば、院外処方では、薬をもらうのに医師だけでなく薬剤師も関わっているのですから、費用が高くなる(1ヶ月当たり300~500円)のも当然ですね。





いわゆる「風邪」の原因は、90%以上がウイルスに因るものである。

これは風邪を引いて受診された方に知っておいて頂きたいことのひとつです。毎年1人あたり平均5〜6回風邪をひくと言われており、原因となるウイルスは200種類以上あるそうです。一口に「風邪」と言っても、喉の痛みが強いものもあれば、インフルエンザのように高い熱が特徴のものや、昨年流行したノロウイルスのように「お腹に来る風邪」もあります。通常「風邪（様の症状）」で来られた場合、我々開業医はいちいち原因は調べません。なぜなら調べて結果が出た頃には通常の風邪であればもう治っているからです。ただインフルエンザのように、迅速キッドが利用できるものは、原因がインフルエンザウイルスとわかれば特効薬が使えますから、原因を調べます。ウイルスが原因の場合、よほどのことがなければ数日で治ります。したがって治療も対症療法に終始します。しかし長引いている場合、症状が出てから数日して熱が出てきているような場合は、細菌による二次感染も疑われるので、抗生物質を使うこともあります。

咽を診ると「お〜」と声を出してもらうのは、咽の奥を見やすくするための。
何故かなと思っておられた方、いま

せんか？声を出すと咽の奥の口蓋舌が上にながって、咽の奥が見やすくなるのです。鏡を見ながらご自分でもやってみてください。

介護保険の認定は、主治医意見書の書き方ひとつで認定が変わることがある。

平成18年4月の改定で要介護1の方の約6割が要支援2へ判定されています。これは介護報酬の削減のため、政府が意図的に行っている措置ですが、従来の要介護1に相当する方は、まず一次判定で「要介護1相当」と判定され、その後認知症の程度、日常の活動度を評価した上で、予防給付（Ⅱ要支援2）か、介護給付（Ⅰ要介護1）かに分けられます。ここまでは自動的にコンピューターで判定されるのですが、仮に予防給付と判定された申請者について、審査会は要介護1がふさわしいと思っても、主治医意見書に介護給付が必要な状況が記載されていないと、判定を覆すことができないのです。したがって正しい介護認定を受けるためには、自分の日常のことをよく知って、自分のかかりつけ医に主治医意見書を書いてもらうことが重要なポイントになってきます。

ところが、未だに主治医意見書を大学病院の担当医に書いてもらっている方が多いのに驚かされます。「私は大学にしか行っていない」とおっしゃるのはわかるのですが、大学病院の先生

に自分の家庭生活のことまできちんと知っておいてもらうというのは、無理な相談と言ってしまう。やはり身近な相談役として、かかりつけ医を持つということが、御本人にとっても幸せなことだと思います。（ごないです第17号「ふたりの主治医制」を参考にしてください。）

「ガセビア」ジェネリック医薬品は新薬と同等の効果がある。

これはごないです第26号の「お答えします」コーナーで詳しく解説しましたのでここでは省略させていただきます。（「ガセビア」とは、「トリビア」のようで、実は間違った情報という意味です。）

藤原内科は○曜日が空いている！

これについては、当日藤原内科の健康教室へ足を運んでいただいた方へ、とっておきの情報としてプレゼントいたします。（紙面の都合で省略させていただきます。）

保険診療でできる禁煙指導

平成19年1月27日(土)開催
午後3時から(午後2時45分開場)
医療法人祥正会 藤原内科 2F会議室にて
講演者は 藤原内科院長 藤原正隆です

今回は、平成18年4月の診療報酬改定で認められた、保険診療でできる禁煙指導について、どんな方が受けられるのか、費用はどのくらいかかるか、など具体的にお話しいたします。禁煙したい方はもちろん、「禁煙して欲しい方」が身近にいらっしゃるご家族の方も、ぜひご参加ください。



藤原内科では、「お答えします」コーナー、健康教室で取り上げて欲しい話題や疑問を募集しています。普段から気になっていることなどありましたら、どしどしお寄せ下さい。お待ちしております。



医療法人祥正会

藤原内科

〒606-0864 京都市左京区下鴨高木町39の5 TEL:075(781)0976 FAX:075(706)3181
e-mail: mf_0618@ares.eonet.ne.jp URL: http://web.kyoto-inet.or.jp/people/mf_0618

Design: J Yasu